

契約・パートの雇用期限を5年と明記

一部地域は最低賃金以下という修正案の内容



JR千葉鉄道サービスが8月30日に提示した就業規則の改定修正案は、「契約社員（有期）の雇用期間は最長で5年間とする」「会社は繰り返し更新を行い、4年目を迎えた社員から申請を受けた場合は無期雇用とすることがある」とハッキリ明記されています。

面接で不合格なら雇い止め

これまでCTSで働く契約社員・パートの労働者は、本人が希望すればなんの問題もなく65歳まで働くことができました。ところが今回の修正案ではCTSとして初めて雇用期限・更新回数の上限をつくったのです。

会社の提案では、4年目を迎えた労働者から申請があり、会社の面接と判定によって「無期雇用とする」という書き方

す。面接で不合格なら雇い止めです。すでに4年も働いてきた人に「無期雇用とすることがある」という言い方は本当に許せません。

就業規則改悪はとめられる

会社の提案は完全に法律違反です。労働契約法という法律では、繰り返し契約を更新してきた労働者を雇い止めすることを禁止しています（19条）。そして勤続5年を超えた労働者を無期雇用に転換することを定めています（18条）。

法律も無視し、労働者にとって不利益をもたらす契約変更を会社の一方的な手続きで進めることはできません。

動労千葉は、就業規則の改悪を止めるために全力を尽くします。動労千葉の組合員が多い幕張事業所などでは、就業規則の変更手続きに必要な労働組合からの意見聴取を拒否しています。すべての組合が意見聴取を拒否すれば就業規則変更の手続きがストップします。すべての事業所で意見聴取を拒否しよう。

会社は時給アップと宣伝していますが、一部の地域では10月1日からの最低賃金842円を割り込んでいます。みんなで反対の気持ちを声と行動に変えよう。

感想や意見、現場の情報、労働に関して困り事がありましたら、お近くの組合員または上記連絡先までお寄せ下さい。